

鳥取県版経営革新総合支援事業のご案内

新たな事業展開や販路開拓、経営改善などに積極的に取り組む県内中小企業の皆様を、企業の成長段階に応じて鳥取県が応援します！

鳥取県版経営革新計画とは？

- 新たな取組や生産性向上を目指す取組による経営計画を立て、会社の成長・発展を目指すものです。
- 計画を策定し、県の認定（承認）を受けた計画については、商工団体等の支援機関が計画の実行をサポートします。

計画を実行するための支援策は？

- 計画を実行するための費用について、県が補助します。
※ただし、計画認定を受けた方全てに補助金が支給されるものではありません。
- 補助制度は、会社の成長段階に応じて3タイプを用意（スタート型、成長・拡大型、生産性向上型）

新たな取組の例（スタート型）

- 新商品・サービスを開発して、販路を拡大する。
 - 新たな地域（県外や海外）に販路を拡大して売上増を目指す。
 - 新規設備の導入により顧客満足度を高め、売上増、付加価値増を目指す。
- ※自社にとって初めての取組であれば、幅広く計画の対象になります。

生産性向上取組の例（生産性向上型）

- IT投資により、データ管理・分析を行い、顧客管理・商品管理・仕入れ先管理等を実施し、顧客満足度の向上、ニーズに合った商品の提供等を実現
- 最新設備の導入により生産性を大幅に強化。他社に対する競争力を確保。

鳥取県版経営革新総合支援補助金

平成31年4月～6月末限定

※各種要件がありますので、ご相談ください。

企業の目的・成長段階に応じて3タイプをご用意！

新たなチャレンジで現状を打破したい方には

「スタート型」

補助額 **最大200万円**
(24か月以内)

経営を強化して発展したい方には

「生産性向上型」

補助額 **最大1,000万円**
(24か月以内)

新しいビジネスモデルで大きく飛躍したい方には

「成長・拡大型」

補助額 **最大1,000万円**
(36か月以内)

※新しい取組を行い、付加価値額、経常利益、売上高のいずれかが増加する計画が対象
※従業員20名以下の事業者が対象

※本業・新事業問わず、生産性向上による経営強化を目指す計画が対象
※補助額上限一般枠500万円、高度枠1,000万円

※業種・地域でも新規性があり、年率で付加価値額3%、経常利益1%以上増加する計画が対象

○補助メニュー	<商品開発・販路開拓等>	<設備投資>
○補助率	1/2	2/3
○補助対象経費	マーケティング戦略費 商品開発費 人材育成費 販路開拓費 等	設備導入費 (建物・機械装置、工具器具、備品、システム等) ※事業規模下限50万円 ※スタート型では上限100万円 ※生産性向上型では建物の新增築・改修は対象外

補助メニューを自由に
組み合わせて活用可能！

まずは、最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会にご相談ください。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 企業支援課

TEL : 0857-26-7242・7243 FAX : 0857-26-8117 MAIL : kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp